

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準について診療を行っている保険医療機関です。
2. 当院は、次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行っております。

- 1) 基本診療料の施設基準等

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- 電子的診療情報連携体制整備加算3

- 2) 特掲診療料の施設基準等

- 糖尿病合併症管理料
- ニコチン依存症管理料
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- がん治療連携指導料

3. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の、算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4. 電子的診療情報連携体制整備加算

- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を活用し、診療を行っております。
- マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 診療報酬の点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

5. 一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

- 当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。
- 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

6. 保険外負担について

- 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品について、医療上の必要がなく患者様のご希望により先発医薬品を選択される場合は、後発医薬品との価格差の1/2を選定療養費としてご負担をお願いしております。